

議 第 6 号 議 案

大規模災害被災者の生活と生業の再建への支援の拡充を求める意見書の
提出について

大規模災害被災者の生活と生業の再建への支援の拡充を求める意見書を別紙のと
おり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和7年3月10日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 富士見市議会議員 木 村 邦 憲

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

大規模災害被災者の生活と生業の再建への支援の拡充を求める意見書を地方自治
法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

大規模災害被災者の生活と生業の再建への支援の拡充を求める意見書

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災から30年を迎えた。その後も日本では、東日本大震災をはじめとした大地震や豪雨災害が何度も発生し、本市でも度々豪雨などの災害に見舞われてきた。

阪神・淡路大震災を契機に創設された被災者生活再建支援制度は、被災者の実態や要望を反映して改善を重ねてきた。それでも支援対象は住宅に被害のあった被災者の一部にすぎず、文字どおり「再建」を支援するための拡充が急務である。支援対象を全壊や大規模半壊、中規模半壊だけでなく、中規模半壊に至らない半壊や「一部損壊」にも広げるとともに、支援金の支給額を600万円以上に引き上げるなど、被災住宅の再建を実質的に支援する水準に引き上げることが求められている。

また、同制度は、市町村においては10世帯以上の住宅全壊被害の発生、都道府県では100世帯以上の住宅全壊被害の発生などが適用条件となっているが、今後は適用条件の緩和や、国庫負担の拡充を行うなど、被災者の生活再建を直接支援する制度にしていくことが必要である。

地域経済とコミュニティの担い手である中小商工業者や農林漁業者に対しては、被災した事業所や事業用施設への再建支援、災害により休業を余儀なくされている間の経営維持の支援及び既存ローンの負担軽減に対する支援を強める必要がある。

また、2024年1月1日に大地震が発生した石川県能登地方では、その後も豪雨災害や地震が同地で発生し、復旧が完了する前に再び被災する事態となった。再建途上での度重なる被災に対して、生活の維持や生業再建に向けた新たな負担軽減のための支援策が不可欠である。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、大規模災害被災者の生活と生業の再建への支援をさらに拡充するため、法整備や新しい制度の創設、既存制度の改善、予算の確保といった必要な対策を講じるよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長

様

参議院議長

様

内閣総理大臣

様

内閣官房長官

様